一五六　大韓民国産炭酸カリウムに対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件　二九　四

一五七　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　131　七八

一五八　製造たばこに係る広告を行う際の指針の全部を改正する件の一部を改正する件　三〇　八

一五九　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　三〇　133　四五

財務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

一　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の規定に基づく事由及び財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が定める期限を定める件　一二　116　一吾

○財務省、農林水産省

一三　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　四

○財務省、農林水産省、経済産業省

一〇　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件　一一　115　七

一一　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　二二　五

一二　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件　二五　三

○国税庁

八　酒税法施行規則第十三条第八項第三号の規定に基づき、酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件　二四　五

○文部科学省

六二　技術士法第十一条第一項の規定に基づき指定試験機関を指定した件の一部を改正する件　一　三

六三　技術士法第四十条第一項の規定に基づき指定登録機関を指定した件の一部を改正する件　一　三

六四　スポーツ庁の所掌に係る補助金等の交付に関する事務をスポーツ庁長官に委任した件の一部を改正する件　一六　三

六五　学校教育法第百十条第二項の規定に基づく認証評価機関の認証に関する件　三〇　133　四六

六六　学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件　三〇　133　四六

○文化庁

四八―一　著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件　八　112　三

五二―五四　〃　二二　124　九

○厚生労働省

二三〇　医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第六条第一項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件　一　三

二三一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　一　三

二三二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件　一　四

二三三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件　一　四

二三四　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　一　四

二三五　ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程の一部を改正する件　一五　117　二〇

二三六　労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件　一七　119　三

二三七　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　一八　五

二三八　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　一八　120　一六

二三九　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　一八　120　四七

二四〇　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　一八　120　六〇

二四一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の登録事項を変更した旨を公示する件　一九　二